

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
会長 千振 和雄 様

京都府府民生活部防災消防企画課長

津波災害警戒区域（案）の事前公表について（協力依頼）

本府の危機管理・防災行政の推進につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本府におきましては、今年度、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、府内関係市町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）において津波災害警戒区域を指定することとしております。津波災害警戒区域については、宅地建物取引業法における重要事項説明の対象となることから、あらかじめ周知を図るため、下記のとおり事前公表を行うこととしております。

つきましては、貴協会におかれましては、会員の宅地建物取引業者に対し周知していただきますようお願いいたします。

記

1 事前公表の方法

(1) 京都府ホームページへの掲載

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/2903tsunamikeikaikuiki.html>

(2) 下記の場所において印刷物による公表

① 公表資料（各A1サイズ図面）

- ・津波災害警戒区域位置図
- ・津波災害警戒区域区域図
- ・津波災害警戒区域を含む字名及びその範囲を明示した図（字記載図）

② 閲覧場所

< 京都府 >

京都府府民生活部防災消防企画課、中丹広域振興局総務室、丹後広域振興局総務室、同宮津地域総務室

< 関係市町 >

舞鶴市役所（危機管理・防災課）、宮津市役所（消防防災課）、京丹後市役所（総務課）、伊根町役場（総務課）、与謝野町役場（防災安全課）

2 事前公表の期間

平成29年3月17日（金）から

なお、公表資料（印刷物）は、津波災害警戒区域指定後にも上記場所にて閲覧可能とする予定です。

担当：防災消防企画課 調整・計画担当 三宅
TEL : 075-414-4475 FAX : 075-414-4477
Mail : h-miyake26@pref.kyoto.lg.jp